

# 「京都市版地域分散型エネルギーに関する調査事業」業務仕様書

## 1 目的

本市では、2050年CO<sub>2</sub>排出量正味ゼロの実現を目指し、使用するエネルギーのすべてを再生可能エネルギーに転換していくための施策に取り組んでいる。同目標の達成に向けては、市域内の再エネポテンシャルを最大限活用して同エネルギーを導入し、域内で消費する地域分散型のエネルギーモデルを構築することが必要である。

本事業では、国内外における取組事例等を踏まえつつ、新たな地域を開発するのではなく、千年を超えて都市機能が継続する京都のまちの特性を生かした地域分散型のエネルギーモデルの在り方を検討し、一部の先行地域において、2030年までに同モデルを実現するために必要な調査及び実施に向けた提案を行うものである。

## 2 業務委託の内容

### (1) 京都市域の現状に関する調査

市内における活用可能な再生可能エネルギー量、EVや蓄電池といった調整力の効率的な活用方法、地域ぐるみのデマンドレスポンスの在り方など、京都市域において分散型のエネルギーモデルを実現するために必要な現状把握のための調査を実施する。

### (2) 多様なステークホルダーとの対話

多様なステークホルダーとの連携やアイデア・アクション（提案）を募るための広聴の機会を設ける。このことにより、様々なステークホルダーを巻き込みながら、京都市版地域分散型エネルギーの実施手法の検討を進める。

### (3) 先行実施候補地の選定及び手法の提案

上記（1）及び（2）に基づき、京都市において、2030年までに再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用した分散型エネルギーによる脱炭素地域を創出するための検討を行い、先行して実施可能な候補地及び同地域で取り得る取組内容、プレイヤー・パートナー候補等、地域分散型エネルギーを促進するための提案を行う。

## 3 業務委託期間

契約日の翌日から令和4年3月31日（木）まで

## 4 成果品の提出等

本市に納品する成果品は、以下のとおりとする。また、紙資料（ファイルに綴じ背表紙を付けること）については2部提出し、電子データはCD-ROMに収録して提出すること。

なお、成果品の著作権は本市に帰属するものとし、業務完了後は本市の承諾を得ずに、本業務によって得られた成果品をはじめとする各種資料は保持しないこととする。

- (1) 業務報告書
- (2) その他本市監督員が指示するもの
- (3) 本業務で取得、利用又は作成した資料

※ 電子データは Microsoft Word, Microsoft Excel, Microsoft Power Point, Adobe Acrobat を基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市監督員と協議を行う。

## 5 業務の進め方

- (1) 本委託業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、事前に業務計画書及び業務工程表を提出し、本市の承諾を受けるものとする。
- (3) 業務の実施にあたり、業務の遂行に係る実施体制を示すとともに、業務を統括する業務責任者を定め、担当者の指揮及び業務の円滑な進捗に努めるものとする。
- (4) 業務の実施に当たっては、適宜、本市と協議を行うこと。また、月1回程度、本市に作業の進捗状況等を報告するとともに、令和3年9月に京都市版地域分散型エネルギーの方向性の中間とりまとめを実施し、本市に報告することとする。なお、中間とりまとめの報告時期は状況により前後することがある。
- (5) 業務の実施に当たっては、本市が実施するその他の再エネ導入事業等の関連事業と連携し、効率的かつ効果的な業務執行を意識して進めるものとする。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。
- (7) 本業務で知り得た業務上の秘密に係る事項について、漏洩してはならない。本業務の完了後も同様とする。
- (8) 仕様書の内容について疑義が生じた場合又は、本事業に係る業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、本市と協議のうえ、業務を進めることとする。

## 6 その他

受託者は、業務完了後、成果品に不備があった場合、本市の指示により受託者の負担において再調査等を行い、その誤りを訂正するものとする。